

東京基督教大学 学位規則

(趣旨)

第1条 東京基督教大学（以下「本学」という。）が学位を授与するについては、学位規則（昭和28年文部省令第9号）、東京基督教大学学則（以下「大学学則」という。）及び東京基督教大学大学院学則（以下「大学院学則」）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

学部・研究科	学科・専攻・課程	学位（専攻分野）
神学部	神学・国際教養学科	学士（神学） Bachelor of Arts
神学研究科	神学専攻 博士前期課程	修士（神学） Master of Arts in Theology
	神学専攻 博士後期課程	博士（神学） Doctor of Philosophy in Theological Studies

2 前項にかかわらず、2025年（令和7年）3月31日までに入学した学生に授与する学位は、次のとおりとする。

学部・研究科	学科・専攻・課程	学位（専攻分野）
神学部	総合神学科	学士（神学） Bachelor of Arts

3 前項にかかわらず、2021年（令和3年）3月31日までに入学した学生に授与する学位は、次のとおりとする。

学部・研究科	学科・専攻・課程	学位（専攻分野）
神学部	神学科	学士（神学） Bachelor of Arts in Theological Studies
	国際キリスト教福祉学科 国際キリスト教専攻	学士（国際キリスト教） Bachelor of Arts in International Christian Studies
	国際キリスト教福祉学科 キリスト教福祉学専攻	学士（キリスト教福祉学） Bachelor of Arts in Social Work

4 前項にかかわらず、2008年（平成20年）3月31日までに入学した学生に授与する学位は、次のとおりとする。

学部	学科	学位
神学部	神学科	神学士
	国際キリスト教学科	Bachelor of Arts (Theology)

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、大学学則の定めるところにより、本学学部を卒業した者に授与す

る。

2 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 前条の規定に基づいて学位を授与すべきものには、学長は教授会（ただし、修士又は博士の学位の場合は研究科委員会）の議を経て、所定の学位記を授与する。また学位を授与できないものには、学長は本人にその旨を通知する。

(学位記)

第5条 学位記は、別表1乃至別表4の通りとする。

(学位名称の使用)

第6条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、東京基督教大学名を明記するものとする。

(学位授与の取消)

第7条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為のあったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は教授会又は研究科委員会の議を経て、学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨公表するものとする。

(博士論文の到達目標)

第8条 博士論文の到達目標は、以下の各号の通りとする。研究科はこれらを達成することを目標に、研究指導を行うものとする。

(1) 形式と内容において創造性・独自性があり、神学研究、教会と社会に対する理解と進展に寄与すること。

(2) 研究の学問背景についての十分な理解を踏まえ、研究の今日的意義に関して深い知見が示されていること。

(3) アプローチやデータの取り扱いにおいて高い分析能力・統合能力が十分に反映され、高度な学問的水準を示していること。

(4) 論旨の論理的展開が極めて明瞭であり、一貫性があること。

(5) 学術研究における高い倫理性を有していること。

(博士論文要旨等の公表)

第9条 本学は、博士の学位を授与したときは、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

2 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表済みのものは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、原則としてインターネ

ットの利用により行うものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。ただし、文部科学省令の定めにより、文部科学大臣への報告を行わなければならない。

附則 [2008年(平成20年)12月2日制定]

この規則は、2008年(平成20年)12月2日から施行する。

附則 [2012年(平成24年)1月10日改正]

この規則は、2012年(平成24年)4月1日から施行する。

附則 [2014年(平成26年)12月2日改正]

この規則は、2014年(平成26年)12月2日から施行する。

附則 [2022年(令和4年)7月5日改正]

この規則は、2022年(令和4年)7月5日から施行する。

附則 [2025年(令和7年)5月13日改正]

この規則は、2025年(令和7年)5月13日から施行する。